

ふれあいいきいきプラン

第1期

飯塚市地域福祉活動計画

[平成27年度～34年度]



平成27年9月

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会

計画策定にあたって



少子高齢化による生産年齢人口の減少及び雇用環境の悪化、新たな貧困層の増加や孤立化の進行など社会不安が増大すると共に、社会構造の急激な変化や住民の価値観の多様化など、福祉を取り巻く環境は益々複雑さを増しています。

平成23年3月11日に起こった「東日本大震災」は、これまでにない大きな被害をもたらし、被災された地域の復興もまだまだ道半ばの状況であります。しかし、この災害も含め、今なお各地で起こっている自然災害などをきっかけに、地域住民同士の助け合いや、ボランティアによる支援の輪が広がっています。

一方、認知症が原因とされる行方不明者が年間1万人を超えるというショッキングな事件も全国で問題となっています。隣に誰が住んでいるか知らない、かかわりが全くないということが、この問題の背景にあるようで、地域の中には、SOSを発せられなかった、発していたとしてもそれを受け止める人がいなかったという、現代社会の複雑な課題を象徴的に表す事件です。

私たちはこれらの出来事を通して、改めて身近な地域での「支えあい・助けあい」の大切さを再認識することができました。

地域福祉活動とは、住民や関係機関などが互いに連携・協働して支えあい・助けあいながら、だれもが安心して幸せに暮らし続けることができる地域をつくる取り組みを意味します。

この度、飯塚市社会福祉協議会は、さまざまな地域団体や関係機関などと手を取り合い、福祉のまちづくりを進める活動計画を作成しました。本計画は、地域の課題解決に取り組むための具体的事業を示したものであり、平成25年3月に策定された飯塚市の「第2期飯塚市地域福祉計画」との整合性を図りつつ、人と人とがつながり、支えあう地域づくりに取り組んで参ります。

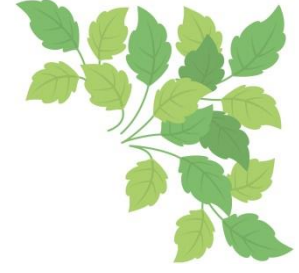
最後に、策定にあたり熱心にご審議いただきました地域福祉活動計画策定委員会、並びに作業部会の皆様から貴重なご意見やご提言をいただきましたことを、心から感謝を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

平成27年9月

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会
会長 大塚政信

もくじ

	ページ
第1章 総論	1
1. 地域福祉活動計画とは	3
2. 計画策定の背景	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の基本的考え方	6
5. 計画の策定方法	7
6. 委員会の役割	7
第2章 飯塚市の概要	9
1. 地区(校区)社協別エリアマップ・飯塚市の概要	11
2. 地区(校区)社協別の人口・世帯・高齢化率などの状況	14
第3章 飯塚市社会福祉協議会における現状と課題	17
1. 社会福祉協議会とは	19
2. 小地域福祉活動の現状と課題	20
3. 権利擁護センター事業の現状と課題	20
4. ボランティアセンター事業の現状と課題	21
第4章 目標達成のための取り組み	23
1. 基本目標1 お互いを大切にし合うひとづくり	26
2. 基本目標2 支えあう地域づくり	29
3. 基本目標3 つながるしくみづくり	33
第5章 地区(校区)社協と協働で進める小地域福祉活動計画	37
1. 小地域福祉活動計画の策定支援	39
第6章 地域福祉活動計画の推進	43
1. 計画の進行管理	45
2. 計画の周知・広報	45
資料編	47
1. 組織図及び構成メンバー	49
2. 策定委員会設置要綱	51
3. 作業部会設置要綱	52
4. 地域福祉活動計画策定経過	53
5. 市社協が実施または推進している事業	54



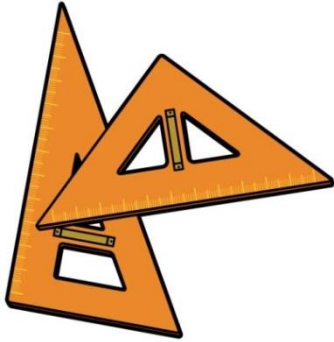
第1章

総論



第1章 総論

1. 地域福祉活動計画とは



「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会だけではなく地域住民やさまざまな福祉活動を行う団体などとの「協働計画」の性格を持ち、それぞれが「地域福祉活動の担い手」として主体的に策定に参画する民間の活動計画です。

したがって、さまざまな活動を通してその現状と課題を明らかにし、子どもから高齢者まで地域住民一人ひとりが福祉を自分達の問題としてとらえ、より良い地域社会の構築を目指すことを目的に地域福祉活動計画を策定します。

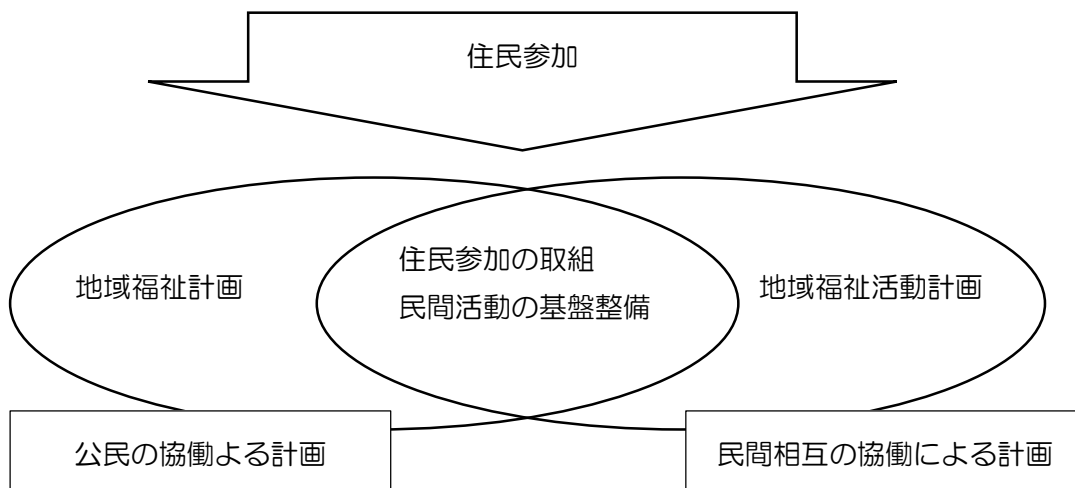


「地域福祉活動計画」・「地域福祉計画」の違い

「地域福祉活動計画」は…

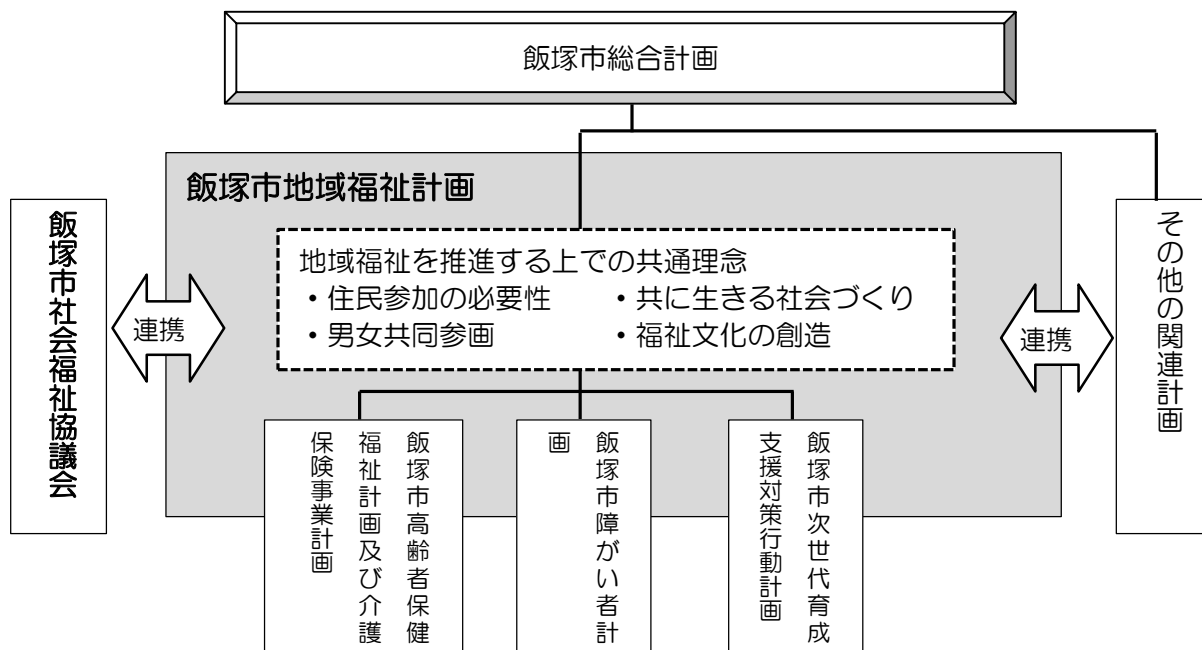
わが“まち”の生活・福祉課題の解決に向けた地域住民、当事者、ボランティア、NPO、民間福祉関係者などと社会福祉協議会とでつくる“福祉のまちづくり”の民間の行動計画（アクションプラン）です。

社会福祉協議会は計画策定の呼びかけ役であり、計画の「主体」は地域住民やボランティア、福祉関係者なども含みます。



「地域福祉計画」は…

社会福祉法第107条(下段参照)の規定に基づき、住民にもっとも身近な市町村が、地域福祉活動の主体である住民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉課題を明らかにし、その解決に向けた方針等を整理する行政計画です。



第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 計画策定の背景

昨今の地域社会では、個々の価値観や考え方、ライフスタイルが多様化する中、家庭や地域のなかでお互いに助け合う機能が弱まったり、地域住民同士のつきあいが少なくなっているなど、関係性が希薄化しているため、SOSを出せない人、出さない人、SOSそのものに気づいていない人などへ、福祉サービスが充分届いていない現状があります。

このような現状を踏まえ、国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目標に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される『地域包括ケアシステム(P7参照)』の構築をめざしています。

つまり、介護や医療などの専門職だけにとどまらず、地域住民も一体となって「支え合い・助け合い・つながり合う」福祉のまちづくりをめざしているのです。

そこで、これからの地域福祉活動を推進するためには、地域で生活していくうえでの様々な問題点を、市社協をはじめ地域住民や関係団体、行政などが情報を共有し、「自分たちに

何ができるのか」「どうすればできるのか」を共に考え、実践するためのネットワークの構築をめざす必要があることから、この計画を策定するに至りました。

地域包括ケアシステムのイメージ図

この図の根幹である「本人・家族の選択と心構え」とは、将来の生活設計において施設か在宅かを選択する時、仮に在宅生活を選択したとしても、必ずしも家族に看取られながら自宅で終末を迎えられないかもしれないという心構えが必要であるということ、植木鉢の受け皿で表しています。

その上で、地域包括ケアの「5つの構成要素」を鉢植えの花で表しています。

地域での生活基盤をなす「すまいとすまい方」を「植木鉢」としたときに、生活を支えるための「生活支援・福祉サービス」は、たくさんの栄養分を含んだ「土」と考えることができます。

この「土」がないところに、専門職が提供する「介護」や「医療」「予防」である花を植えても、それらは十分な力を発揮することなく、いずれは枯れてしまいます。

したがって、この地域包括ケアシステムという花を咲かせるためには、普段から生活を支えるための「土」を耕しておくことで、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる」といえることができます。



出典：平成 25 年 3 月 地域包括ケア研究会報



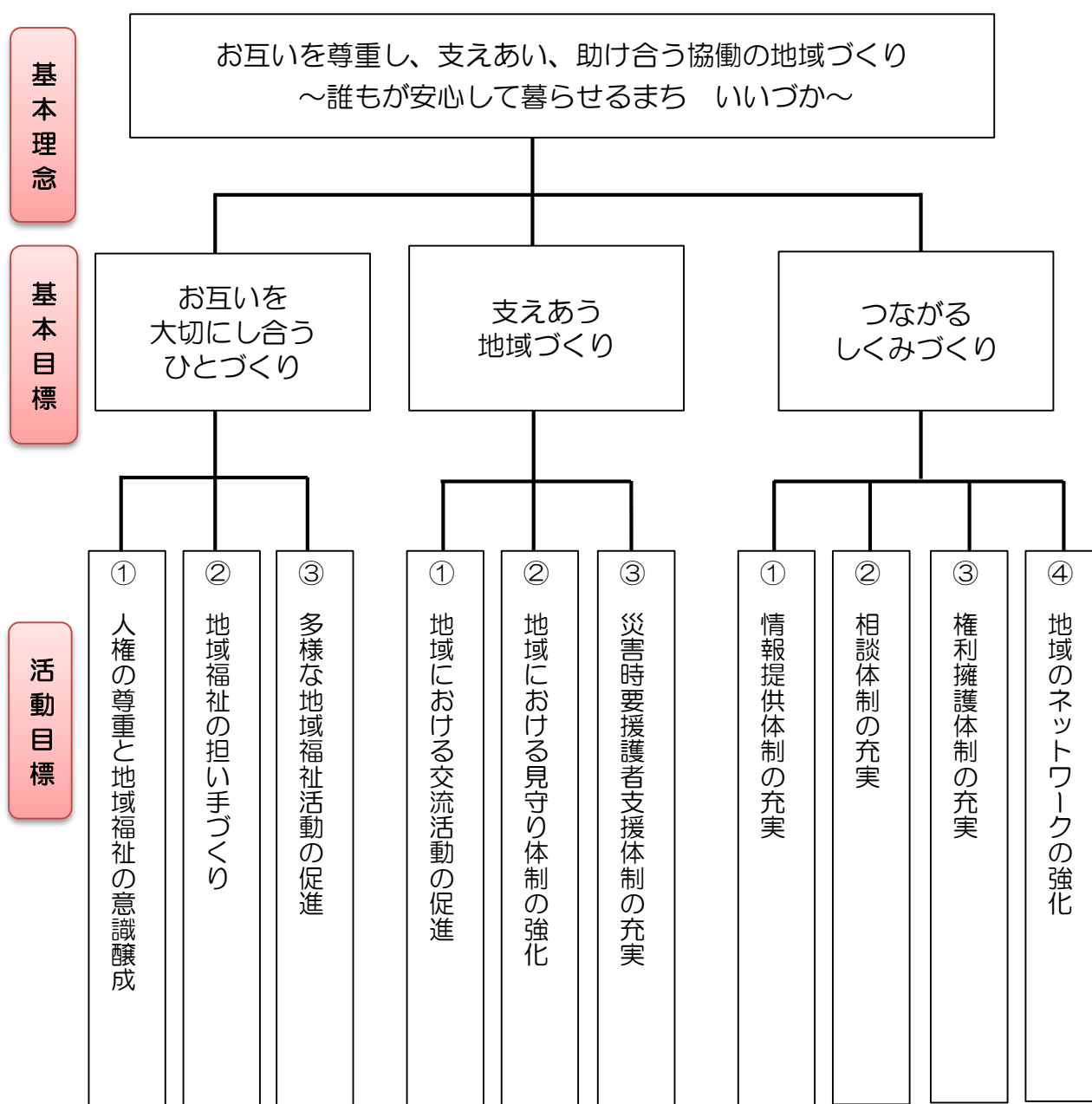
3. 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成34年度までとし、平成35年度からは「飯塚市地域福祉計画」と同時進行を予定しています。なお、必要に応じて随時見直しを行い、その時々の変化に対応するものとします。

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
地域福祉計画						第2期						第3期
地域福祉活動計画						第1期						第2期

4. 計画の基本的考え方

策定にあたっての基本的な考え方としては、飯塚市が策定した地域福祉計画と一体となり、相互に連携を図りながら策定することが重要とされていることから、下記の通り飯塚市の第2期地域福祉計画で示された基本理念・基本目標・活動目標を共有しながら実践的計画として策定します。



5. 計画の策定方法

この計画は、飯塚市社会福祉協議会会長が委嘱した策定委員会に計画の策定を諮問します。策定委員会は、作業部会が作成する具体的な計画の原案などを審議したうえで答申します。



6. 委員会の役割

(1) 策定委員会

策定委員会は、作業部会から提言を受けた課題及び計画の原案について検討し、計画を作成して飯塚市社会福祉協議会会長へ答申します。

構成メンバーは飯塚市社会福祉協議会の定款第 19 条に基づく 4 つの委員会組織の内、地域福祉活動推進委員会を中心とした福祉団体、住民代表、社協および行政など幅広い層から選出し、14 名で組織します。

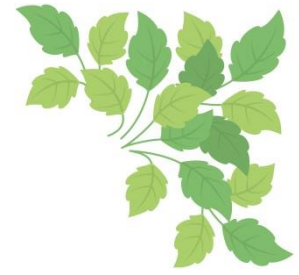
(2) 作業部会

作業部会は、平成 24 年度に飯塚市が行った「飯塚市地域福祉に関するアンケート調査」(以下、「市民アンケート」と言います。)などを参考にしながら、地域住民の生活上の問題・課題を明らかにし、計画の原案をまとめます。

構成メンバーは福祉団体、住民代表、社協および行政など幅広い層から選出し、21 名で組織します。

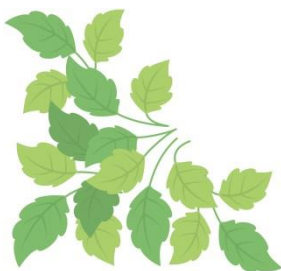
なお、より専門的な協議を行うために、基本目標である 3 つの項目(お互いを大切にしようひとづくり・支えあう地域づくり・つながるしくみづくり)毎に作業部会を設置して協議します。





第2章

飯塚市の概要



第2章 飯塚市の概要

1. 地区(校区)社協別エリアマップ



地区(校区)社協とは？

- ①福祉のまちづくりを推進するために地域で自主的、主体的に活動する住民組織です。
- ②地域住民が、地域の福祉課題、生活課題を解決するために話し合う住民住民組織です。
- ③地域の横のつながりを作り、組織的、機能的に支えあう住民組織です。
- ④地域住民の福祉意識を高め、地域福祉活動への参加、協力を促進する住民組織です。

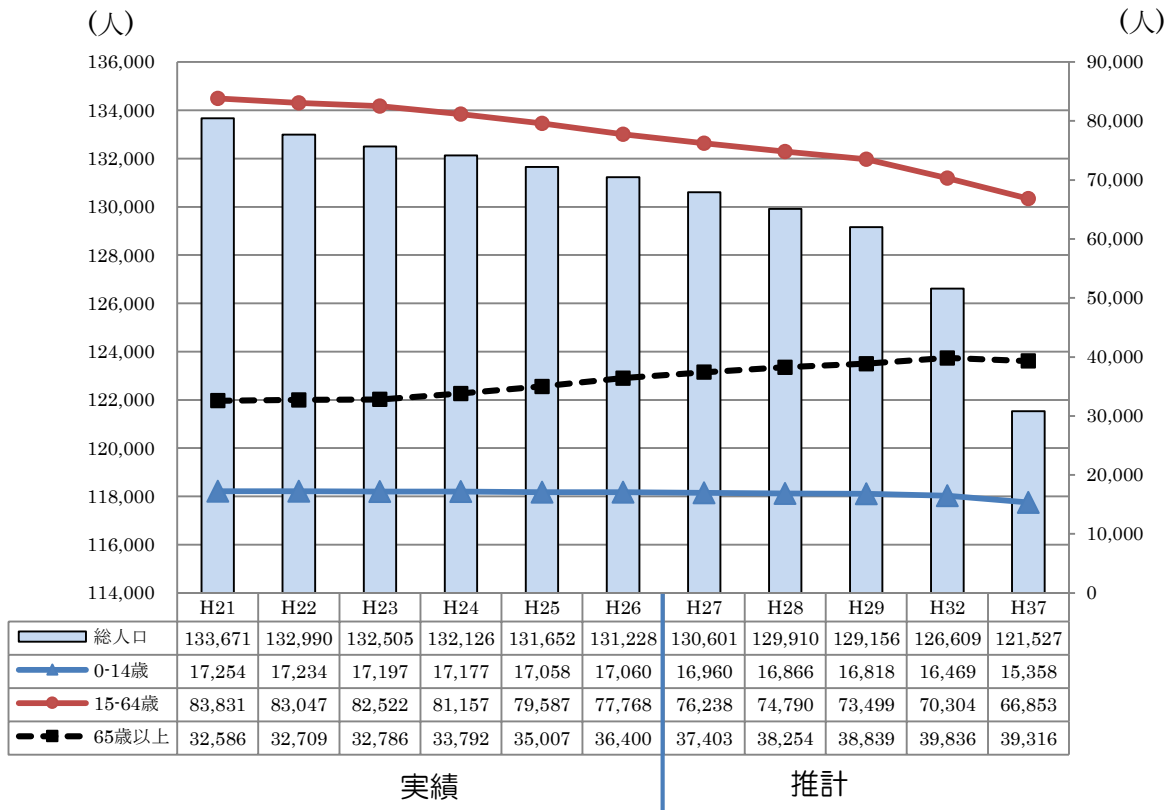
飯塚市の概要

人口	130,702 人
世帯	60,770 世帯
15歳未満人口	17,093 人
65歳以上人口	36,956 人
高齢化率	28.3%
自治会	279ヶ所
民生委員・児童委員	288人
地区(校区)社協	18か所
地区(校区)ネットワーク委員会	20か所
福祉委員	641人

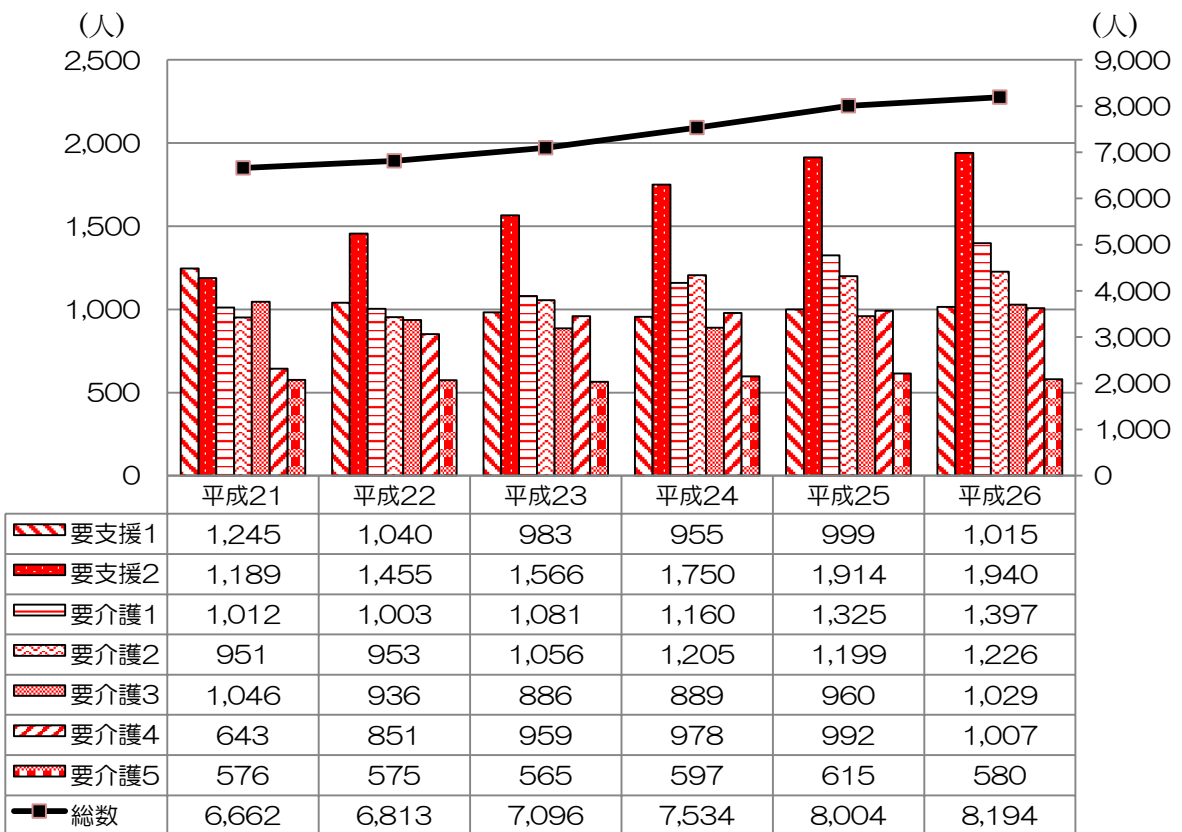
(平成27年4月1日現在)



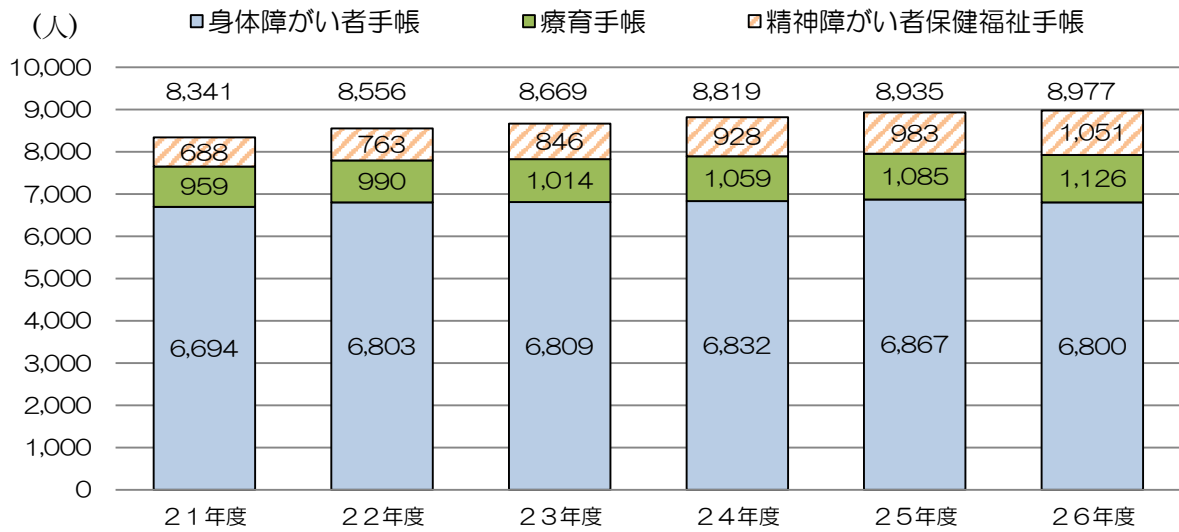
人口の推移と将来推計（各年10月1日）（資料：飯塚市）



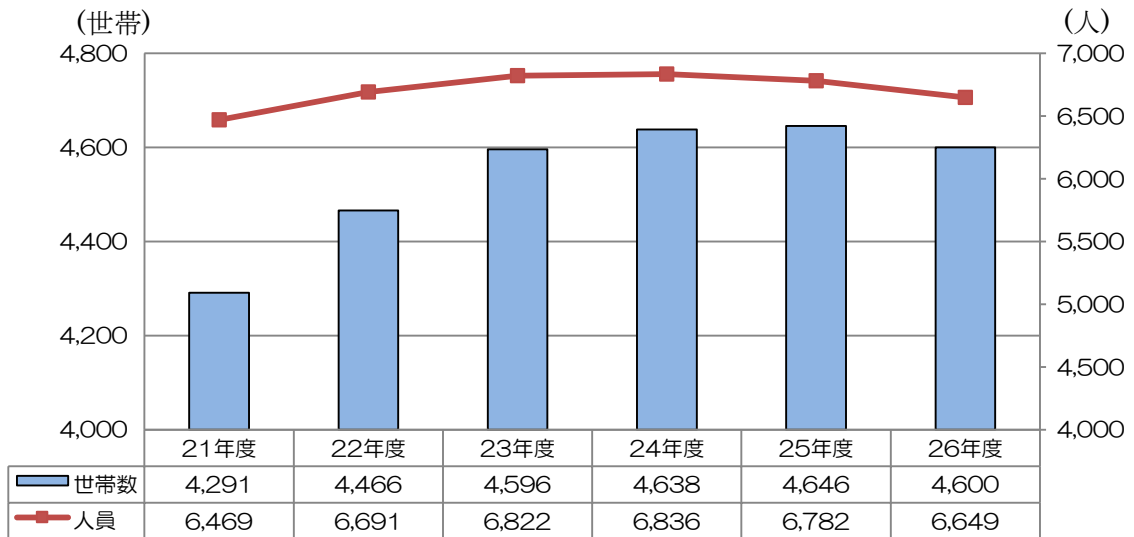
要介護等別認定者数の推移（各年9月末）（資料：飯塚市）



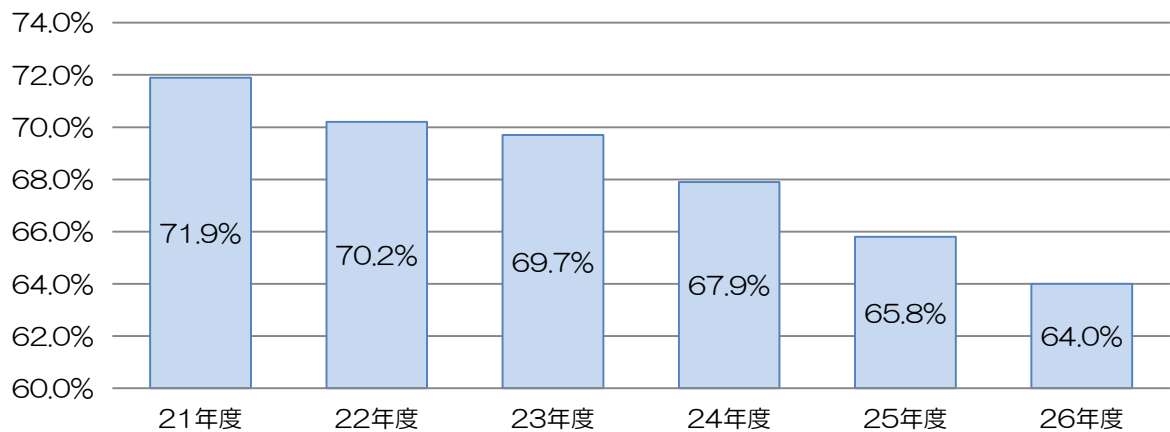
各手帳所持者の推移（各年3月31日現在）（資料：飯塚市）



生活保護世帯の状況（各年度月平均値）（資料：飯塚市）



自治会加入率の推移（各年1月1日現在）（資料：飯塚市）



2. 地区(校区)社協別の人口・世帯・高齢化率などの状況（27年4月1日現在）

資料：飯塚市



飯塚地区（飯塚）	
・人口	5,238 人
・世帯	2,594 世帯
・65 歳以上	1,705 人
・高齢化率	32.6%
・自治会	17 ヶ所
・民生委員児童委員	17 人
・福祉委員	46 人

片島地区（飯塚）	
・人口	1,814 人
・世帯	849 世帯
・65 歳以上	422 人
・高齢化率	23.3%
・自治会	4 ヶ所
・民生委員児童委員	6 人
・福祉委員	14 人

菰田地区（飯塚）	
・人口	3,870 人
・世帯	2,014 世帯
・65 歳以上	1,267 人
・高齢化率	32.7%
・自治会	10 ヶ所
・民生委員児童委員	12 人
・福祉委員	38 人

立岩地区（飯塚）	
・人口	10,317 人
・世帯	4,927 世帯
・65 歳以上	2,123 人
・高齢化率	20.6%
・自治会	8 ヶ所
・民生委員児童委員	16 人
・福祉委員	40 人

飯塚東地区（飯塚）	
・人口	8,077 人
・世帯	3,760 世帯
・65 歳以上	2,498 人
・高齢化率	30.9%
・自治会	10 ヶ所
・民生委員児童委員	21 人
・福祉委員	61 人

二瀬地区（飯塚）	
・人口	19,502 人
・世帯	9,559 世帯
・65 歳以上	5,057 人
・高齢化率	25.9%
・自治会	25 ヶ所
・民生委員児童委員	33 人
・福祉委員	109 人

幸袋地区（飯塚）	
・人口	10,483 人
・世帯	5,246 世帯
・65 歳以上	2,974 人
・高齢化率	28.4%
・自治会	27 ヶ所
・民生委員児童委員	24 人
・福祉委員	66 人

鎮西地区（飯塚）	
・人口	12,096 人
・世帯	5,328 世帯
・65 歳以上	2,915 人
・高齢化率	24.1%
・自治会	16 ヶ所
・民生委員児童委員	18 人
・福祉委員	65 人

鯉田地区（飯塚）	
・人口	6,900 人
・世帯	3,194 世帯
・65 歳以上	2,184 人
・高齢化率	31.7%
・自治会	14 ヶ所
・民生委員児童委員	16 人
・福祉委員	52 人

楽市校区西（穂波）	
・人口	5,046 人
・世帯	2,223 世帯
・65 歳以上	1,152 人
・高齢化率	22.8%
・自治会	7 ヶ所
・民生委員児童委員	8 人
・福祉委員	7 人

楽市校区東（穂波）	
・人口	1,698 人
・世帯	867 世帯
・65 歳以上	639 人
・高齢化率	37.6%
・自治会	8 ヶ所
・民生委員児童委員	7 人
・福祉委員	7 人

平恒校区（穂波）	
・人口	4,077 人
・世帯	1,808 世帯
・65 歳以上	1,122 人
・高齢化率	27.5%
・自治会	10 ヶ所
・民生委員児童委員	11 人
・福祉委員	9 人

椋本校区（穂波）	
・人口	6,295 人
・世帯	2,661 世帯
・65 歳以上	1,700 人
・高齢化率	27.0%
・自治会	8 ヶ所
・民生委員児童委員	10 人
・福祉委員	12 人

高田校区（穂波）	
・人口	1,304 人
・世帯	517 世帯
・65 歳以上	484 人
・高齢化率	37.1%
・自治会	6 ヶ所
・民生委員児童委員	2 人
・福祉委員	7 人

若菜校区（穂波）	
・人口	7,294 人
・世帯	3,422 世帯
・65 歳以上	2,247 人
・高齢化率	30.8%
・自治会	12 ヶ所
・民生委員児童委員	13 人
・福祉委員	11 人

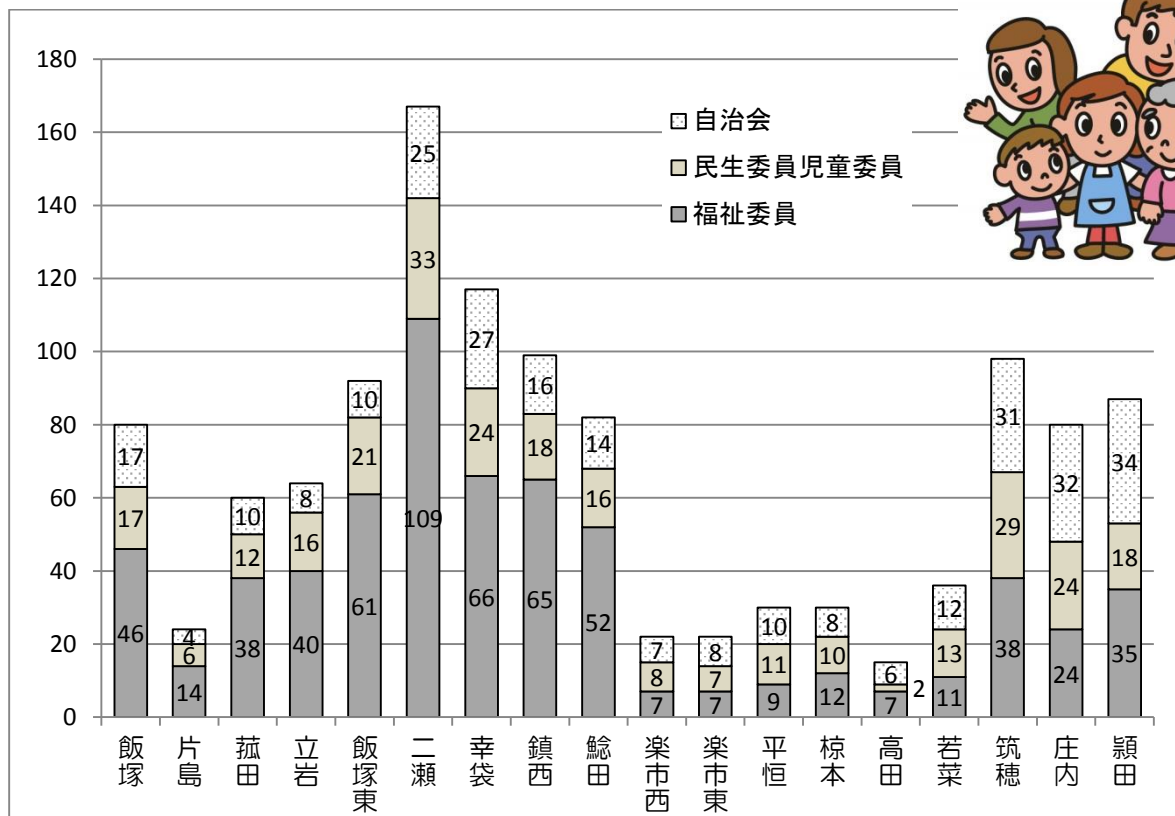
筑穂地区	
・人口	10,447 人
・世帯	4,428 世帯
・65 歳以上	3,391 人
・高齢化率	32.5%
・自治会	31 ヶ所
・民生委員児童委員	29 人
・福祉委員	38 人

庄内地区	
・人口	10,392 人
・世帯	4,660 世帯
・65 歳以上	3,019 人
・高齢化率	29.1%
・自治会	32 ヶ所
・民生委員児童委員	24 人
・福祉委員	24 人

穎田地区	
・人口	5,852 人
・世帯	2,713 世帯
・65 歳以上	2,057 人
・高齢化率	35.2%
・自治会	34 ヶ所
・民生委員児童委員	18 人
・福祉委員	35 人

※穂波地区においては、主任児童員が地区全体で3名のため、各校区では記載していません。

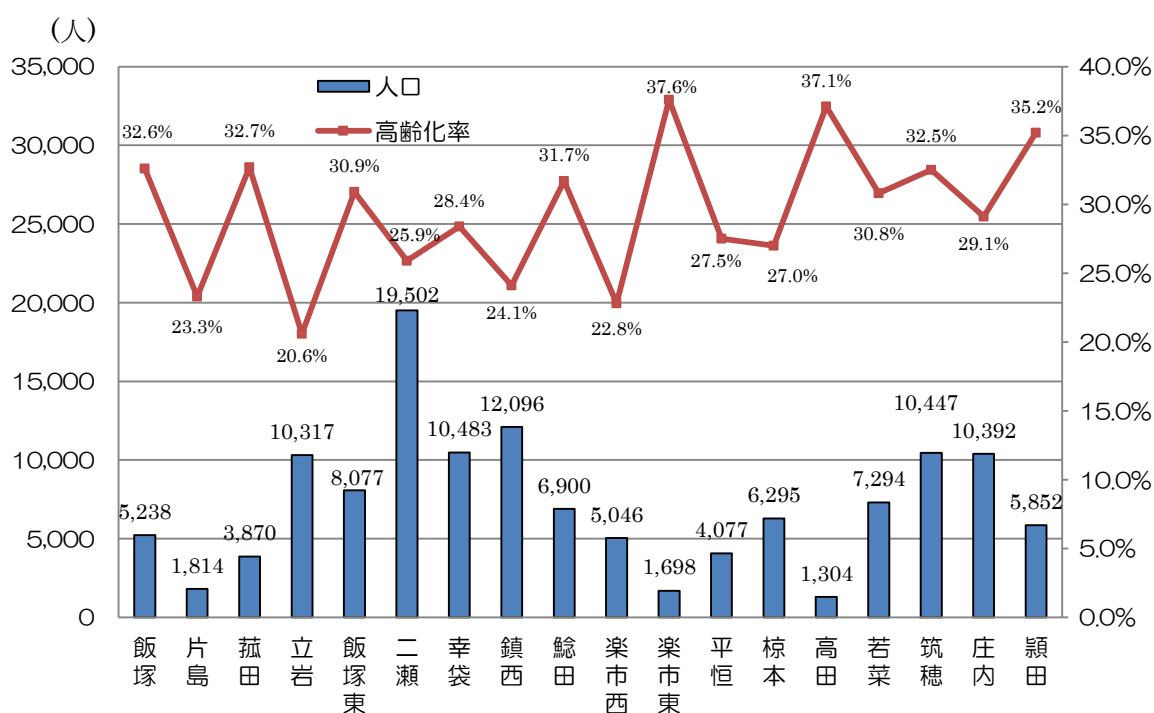
地区(校区)社協別の自治会・民生委員児童委員・福祉委員の数

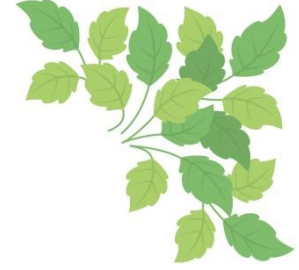
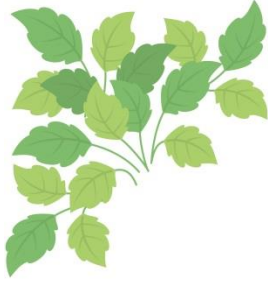


地区(校区)社協別の人口と高齢化率の割合

(単位：人)

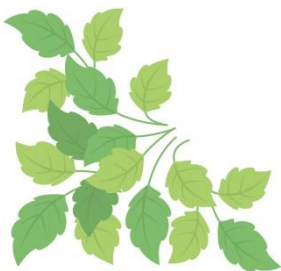
地区(校区) 社協名	総人口	65歳以上人口		高齢化率		
		65歳~74歳	75歳以上		75歳以上	
飯塚	5,238	1,705	766	939	32.6%	17.9%
片島	1,814	422	200	222	23.3%	12.2%
菰田	3,870	1,267	545	722	32.7%	18.7%
立岩	10,317	2,123	1,069	1,054	20.6%	10.2%
飯塚東	8,077	2,498	1,240	1,258	30.9%	15.6%
二瀬	19,502	5,057	2,616	2,441	25.9%	12.5%
幸袋	10,483	2,974	1,470	1,504	28.4%	14.4%
鎮西	12,096	2,915	1,539	1,376	24.1%	11.4%
鯉田	6,900	2,184	1,163	1,021	31.7%	14.8%
楽市西	5,046	1,152	537	615	22.8%	12.2%
楽市東	1,698	639	321	318	37.6%	18.7%
平恒	4,077	1,122	548	574	27.5%	14.1%
椋本	6,295	1,700	804	896	27.0%	14.2%
高田	1,304	484	236	248	37.1%	19.0%
若菜	7,294	2,247	1,147	1,100	30.8%	15.1%
筑穂	10,447	3,391	1,615	1,776	32.5%	17.0%
庄内	10,392	3,019	1,515	1,504	29.1%	14.5%
穎田	5,852	2,057	1,016	1,041	35.2%	17.8%
合計	130,702	36,956	18,347	18,609	28.3%	14.2%





第3章

飯塚市社会福祉協議会における 現状と課題



第3章 飯塚市社会福祉協議会における現状と課題



1. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、通称「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

「住み慣れた地域で、安心して家族や友人とともにいつまでも暮らしたい」これは、全ての人々の共通の願いです。

社協はこうした願いをかなえるために、地域住民や各種団体（団体・機関・福祉施設など）と話し合い、協力し合い総合的な福祉の推進を図るために設置された民間の福祉団体です。

地域福祉を推進する専門機関として、全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置され、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」に公共性と自主性をもって取り組んでいます。

平成12年に施行された社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確化されました。（下記参照）

そのため、飯塚市社会福祉協議会は福祉のまちづくりを推進するにあたり、「小地域福祉活動」「権利擁護センター事業」「ボランティアセンター事業」の3つの柱を中心に、地域福祉の総合的な発展をめざしています。

しかしながら、飯塚市が行った市民アンケートによると、社協そのものを知らない方や、名前は知っているが何をしている団体なのかわからない方が、まだまだ数多くおられるのが現状です。

したがって、子供からお年寄りまで多くの方々に社協の存在を知っていただくために、あらゆる方法を用いて普及啓発に努め、住民や各種団体、行政などと連携した福祉活動を展開しなければならないと考えています。



社会福祉協議会の役割（社会福祉法第109条に規定）

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 小地域福祉活動の現状と課題

現在、飯塚市内には 18 カ所の地区(校区)社会福祉協議会をはじめ、地域福祉ネットワーク委員会、民生委員児童委員協議会、自治会などの組織が中心となり、小地域福祉活動を推進しておられます。

さらに、市内 195 カ所で「ふれあい・いきいきサロン」(以下、「いきいきサロン」と言います。)が展開されており、高齢者の閉じこもり・介護予防・いきがいの場として地域のボランティアの方々が運営しておられます。

市社協では、地区(校区)社協に対し、活動や運営の助言・支援を行うとともに、各組織の定例会にコミュニティーワーカーが出席し、情報提供や事例検討を行い、協働して地域の課題解決に取り組んでいます。

また、「いきいきサロン」に対しては、レクリエーション道具の貸出しや助成金交付など、サロン運営の支援を行うとともに、未実施の自治会に対しては、「いきいきサロン」についての出前講座を行うなど、「いきいきサロン」の発展に努めています。



さらに、一人暮らし高齢者などの見守り活動を主な役割とする福祉委員制度を設け、市内 641 人の方に委嘱し、見守り活動の第一線で活動していただいています。

少子高齢化がますます深刻化しているなかで、地域住民のつながりの希薄化が顕著になっています。

したがって、現在、地域の方々が取り組まれている小地域福祉活動を継続して支援するとともに、これからの小地域福祉活動の担い手の発掘・育成や、各種団体が安定した活動を継続できる基盤強化を図ることが、今後の課題でもあります。

3. 権利擁護センター事業の現状と課題

市社協の権利擁護センターでは、日常生活自立支援事業と法人後見事業を行っています。日常生活自立支援事業では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人で、契約内容を理解し意思確認できる人に対し、福祉サービスの利用に関する情報提供や助言、手続きの援助、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用料や公共料金の支払いなどの援助を行うことによって、地域における利用者の自立した生活を支援しています。

また、法人後見事業では、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力の不十分な人の後見人を市社協が引き受け、本人に代わって財産を管理したり、契約の締結などを行うことによって、法的な側面から本人の権利を守り生活を支援しています。

一般の人はもとより、直接的に要援護者の生活支援を行う介護者や相談受付者であっても、

制度の違いを理解することは容易なことではありません。

支援を必要とする人に適切な支援を提供するために、制度をできるだけ広く周知し、市民の理解を深めていくことが、今後の課題と言えます。



4. ボランティアセンター事業の現状と課題

ボランティア活動は地域福祉活動へ住民が参加する身近な手段であり、ボランティアは福祉活動の担い手として欠かせない存在です。

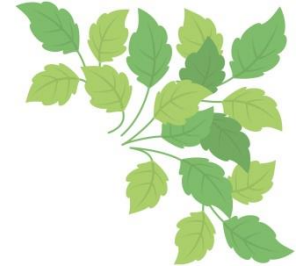
現在、ボランティアセンターでは、ボランティア入門養成講座をはじめ、障がい児、障がい者、高齢者、児童青少年などを対象としたボランティア活動、環境問題に取り組むボランティア活動など、福祉のまちづくりを推進するための幅広いボランティア活動の連絡・調整などの支援を行っています。

さらに、安全にボランティア活動を行うためのボランティア活動保険の登録も行っており、毎年3,000人を超える人が加入している現状を踏まえると、多くの市民がさまざまな活動に参加していることがうかがえます。

今後は、ボランティア団体などの構成メンバーが全般的に高齢化してきているため、老若男女を問わずすべての住民にボランティア活動の理解や関心を深めてもらえるよう、ボランティア入門養成講座をはじめとする各種関連事業を実施する中で、新規ボランティアの養成ときっかけづくりに努めていく必要があります。

また、近年の気候の変動に伴う自然災害や人的災害などの発生時に、市から要請を受けて設置する災害ボランティアセンターにおいても、被災地の支援を効果的に行えるよう、運営マニュアルの整備を進めていくことなども課題と言えます。





第4章

目標達成のための取り組み



第4章 目標達成のための取り組み

本章では、市の地域福祉計画で示された基本理念を実現するために、基本目標・活動目標を共有しながら実践的に活動している取り組みを示しています。

基本目標の達成には、市社協のみならず、地区(校区)社会福祉協議会、地域における住民、自治会、民生委員児童委員協議会、地域福祉ネットワーク委員会、各種障がい当事者および関係団体、福祉サービス提供事業所、行政機関などとの連携・協働が不可欠となります。

こうした連携・協働の仕組み作り(ネットワーク)を通して、計画の推進に努めます。

計画の体系

基本理念

お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり
～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～

基本目標	活動目標	具体的な取り組み
1. お互いを大切に し合うひとづくり	(1)人権の尊重と 地域福祉の意識醸成	①人権の尊重を基盤とした福祉意識の向上
		②地域活動への参加を高める意識づくり
	(2)地域福祉の 担い手づくり	①活動へのきっかけづくり
2. 支えあう地 域づくり	(3)多様な地域福祉活動 の促進	①活動しやすいフィールドづくり
	(1)地域における 交流活動の促進	①地域での交流の機会づくり
		②活動の場の利用促進
(2)地域における 見守り体制の強化	①地域の困りごとを把握するしくみづくり	
	②地域での見守り活動の促進	
3. つながるし くみづくり	(3)災害時要援護者 支援体制の充実	①要援護者の情報把握
		②災害時支援体制の確立
	(1)情報提供体制の充実	①情報提供方法の充実
		②情報バリアフリーの推進
(2)相談体制の充実	①相談体制の充実	
	②相談窓口間の連携	
(3)権利擁護体制の充実	①権利擁護体制の充実	
	②福祉サービスの質の向上	
(4)地域のネットワーク の強化	①要援護者を支えるネットワークづくり	
	②団体間のネットワークづくり	

基本目標 1 お互いを大切にしようひとりづくり

【現状と課題】

地域福祉の基本となるのは、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、助け合い、支え合う気持ちがあればなりません。しかし、市民アンケート調査によると、福祉について関心度はやや高まりがみられるものの、福祉に関心がない理由として「身近に高齢者や障がいのある方がいないこと」があがっています。

いま、行政機関や各種団体が人権意識啓発のために公民館や学校などを利用し、さまざまな講演会や講座を通して市民一人ひとりの関心を高めていく取り組みを行っていますが、参加者の固定化や減少・広報不足などにより、広く市民に伝わっていないのが現状です。

また、ボランティア活動についても、担い手不足・高齢化・情報不足などにより活動は活発とは言えない状況にあります。

そこで、お互いを大切にしながら地域福祉を推進するために、市民一人ひとりにとって人権問題は身近な問題であるということ、講演会やボランティア活動などを通して交流の輪を広げながら理解や関心を高める必要があります。



(1) 人権の尊重と地域福祉の意識醸成

①人権の尊重を基盤とした福祉意識の向上

【取り組みの方向性】

各種団体が、各地域で行われている講演会などの参加協力をはじめ、それぞれの地域にあった活動の推進に取り組んでいきましょう。

更に、差別や偏見のない地域の実現を目指して、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題（福祉問題）の解決に繋がる活動も取り組んでいきましょう。

市社協は、各地域のさまざまな団体と協働して、福祉問題について興味を持てるような活動に取り組んでいきます。

取り組みの主体	主な取り組み内容
人権啓発推進団体 各種障がい当事者および関係団体 地区(校区)社協 自治会(自治公民館など) まちづくり協議会 男女共同参画推進団体 飯塚市 市社協	人権同和問題研修講演会 福祉に関する講演会 福祉委員研修会 福祉体験 花いっぱい運動 各種スポーツ大会 男女共同参画研修講演会

②地域活動への参加を高める意識づくり

【取り組みの方向性】

地域住民が各地域で行われている通学の見守り活動などを利用し、言葉を交わす機会を作るよう取り組んでいくとともに、各地域の様々な活動の意義を知ってもらい、参加してもらうよう取り組んでいきましょう。

更に、年々自治会加入率が低下する中、加入率の促進を図るためにも、自治会加入の必要性と活動内容について広報活動に取り組んでいきましょう。

市社協は、広報誌やホームページなどを活用し、地域福祉活動への参加の必要性を広報していきます。



取り組みの主体	主な取り組み内容
まちづくり協議会 地区(校区)社協 自治会(自治公民館など) 民生委員児童委員協議会 飯塚市 市社協	あいさつ運動 各種公民館活動 ボランティア入門養成講座 特技ボランティアの活動 地域の美化運動

(2) 地域福祉の担い手づくり

①活動へのきっかけづくり

【取り組みの方向性】

地域福祉に取り組んでいるまちづくり協議会や地区(校区)社協の構成委員、自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、その他自治会の方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取り組みを推進するとともに、ボランティアやNPO法人などの団体と連携を図り、活動の促進に取り組んでいきましょう。

市社協は、地域福祉についての関心を高めるために、小中学生を対象とした福祉教育にも取り組むとともに、福祉イベントや各種ボランティア養成講座などを積極的に開催し、活動の担い手づくりに取り組んでいきます。



取り組みの主体	主な取り組み内容
まちづくり協議会・自治会 地区(校区)社協 民生委員児童委員協議会 福祉委員 各種障がい当事者および関係団体 飯塚市 市社協	在宅介護者の会 ボランティア入門養成講座 認知症サポーター養成講座

(3) 多様な地域福祉活動の促進

①活動しやすいフィールドづくり

【取り組みの方向性】

ボランティアに関する事業やイベント、体験などの行事を通して、幅広い層の人々がボランティアに対する興味や関心を持てるような機会作りに取り組んでいきましょう。

市社協は、NPO法人などとも連携を図り、協力して活動の場作りに取り組んでいきます。

取り組みの主体	主な取り組み内容
まちづくり協議会 自治会 各種障がい当事者および関係団体 飯塚市 市社協	公民館祭り 河川清掃活動 福祉のつどい レクリエーション交流会 障がい者バスハイク どんと焼き ウォーキング大会 グラウンドゴルフ大会



基本目標 2 支えあう地域づくり

【現状と課題】

地域福祉活動の推進は自治会活動を基本としていますが、近年の自治会加入率の低下や高齢化により、近所づきあいの希薄化や地域のつながりの弱さが大きな問題となっています。

自治会などを単位とした交流活動は、様々な場所で行われていますが、市民アンケート調査によると、市民の意識は、「地域の行事や福祉活動についての関心も前回の調査と同様変化がない」とする考え方が多く、近隣との付き合いもあまり深くないのが現状です。

地域で子供や高齢者を対象とした交流会を企画する際、運営する役員やその後継者・協力者の不足や、行事への参加が少ない方への呼びかけ方など、地域の実情によって差はあるものの、抱えている問題は同様です。

また、災害時や緊急時には一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦、障がい者世帯など、地域で支援を必要とする方々への迅速な対応をどうするかという問題も大きな課題です。

そこで、支え合う地域づくりを推進するためには、日頃から同じ地域に住む人同士が知り合い、支え合い、声かけや見守り活動などを通して、住民相互の協力体制づくりに取り組む必要があります。



(1) 地域における交流活動の促進

① 地域での交流の機会づくり

【取り組みの方向性】

地域の様々な人が集える場所・機会をつくり、地域住民の一人ひとりが安心できる「居場所」を持ち、お互いの「居場所」がわかるような地域づくりをめざしましょう。

更に、地域行事への参加が少ない高齢者や障がいのある方へのお誘いの方法を工夫し、行事へ参加しやすい環境づくりに取り組んでみましょう。

市社協は、地区社協などと協働で「ふれあい・いきいきサロン」の活性化を図るとともに、子を持つ親同士の交流会を目的とした「子育てサロン」や、障がい児者の社会参加を目的とした事業も強化し、更なる普及と拡大に努めます。

取り組みの主体	主な取り組み内容
自治会 地区(校区)社協 地域福祉ネットワーク委員会 まちづくり協議会 市社協	サロン活動 世代間交流行事 高齢者会食会 バスハイク 地域行事(まつり、文化祭、運動会など) 公民館サークル活動

②活動の場の利用促進

【取り組みの方向性】

地域住民になじみのある自治公民館や集会所などの既存施設を利用し、地域交流の促進に努めましょう。

また、小中学校の空き教室や介護福祉施設などの福祉サービス事業所が開放している交流スペースなども積極的に活用し、交流の機会を増やせるよう各関係機関への働きかけを進めていきましょう。

市社協も、各地域で子育てサロンをはじめとした活動の場の利用促進に努めます。

取り組みの主体	主な取り組み内容
自治会 福祉サービス事業所 市社協	サロン活動 世代間交流行事 地域行事（まつり、文化祭、運動会など）

(2) 地域における見守り体制の強化

①地域の困りごとを把握するしくみづくり

【取り組みの方向性】

自治会長や隣組長、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心に、支援の必要な方の把握や、既に支援している方の状況の変化を把握できるよう、安否確認や定期的な訪問を行いましょう。

その際、台帳や名簿などは持ち歩かないよう個人情報の取り扱いには十分に留意する必要がありますし、知り得た情報についても、困りごとなど必要な情報は関係者間で共有して解決策を検討しますが、個人情報については匿名化するなど、個人情報の保護に努めましょう

市社協は、地区(校区)社協や地域福祉ネットワーク委員会と情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら問題解決に取り組みます。



取り組みの主体	主な取り組み内容
自治会(隣組) 民生委員児童委員協議会 福祉委員 地域福祉ネットワーク委員会 地区(校区)社協 まちづくり協議会 在宅介護支援センター 飯塚市 市社協	安否確認 見守り定期訪問 個人情報保護に関する研修会 地区(校区)社協・地域福祉ネットワーク委員会での事例検討

②地域での見守り活動の促進

【取り組みの方向性】

自治会長や隣組長、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい児者などに対する日常的な見守り活動を行いましょ。う。

更に、「見守る目」を増やすために、地域内の事業所にも見守り活動の積極的な協力を仰ぎましょ。う。

また、自主防犯組織をはじめとする防犯への取り組みの第一歩として、地域や関係団体が連携して、あいさつ運動を行ったり、街路樹での死角などを改善したり、夜間パトロールを行ったりして地域での防犯意識の向上にも取り組みましょ。う。

市社協は、地区(校区)社協や地域福祉ネットワーク委員会と情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら見守り活動を支援ましょ。う。

取り組みの主体	主な取り組み内容
自治会(隣組) 民生委員児童委員協議会 福祉委員 老人クラブ 事業所(新聞配達業者、商店、福祉サービス事業所など) 飯塚市 市社協	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい児者などへ日常的な見守り・声かけ 介護者への見守り・声かけ あいさつ運動 夜間パトロール 街路樹などの整備



(3) 災害時要援護者体制の充実

①要援護者の情報把握

【取り組みの方向性】

災害時の避難の際に、支援が必要な方を平時の見守り活動を通して把握することに取り組みましょ。う。

更に、支援が必要な場合、どのような身体状況なのか、避難の際に必要な器具(車椅子など)があるか、夜間どこに寝ているかなどの情報を可能な限り把握しておきましょ。う。

市社協は市や関係団体と協働して、ふれあい・ほっとライン(要援護者別緊急連絡カード)や福祉委員訪問記録などを基に、情報把握に努めましょ。う。

取り組みの主体	主な取り組み内容
民生委員児童委員協議会 福祉委員 自治会(隣組) 在宅介護支援センター 飯塚市 市社協	災害時要援護者実態調査(行政調査) 見守り活動

②災害時支援体制の確立

【取り組みの方向性】

災害はいつ起こるかわかりません。そこで、災害時に自力では避難できない方に対して、いくつかのパターンを想定した複数の支援者をあらかじめ探しておきましょう。

更に、地域住民は、既存のハザードマップを参考に、避難所の場所を確認したり、自宅から避難所までのルートを確認したり、日頃から避難訓練に積極的に参加したりするなど、防災意識を高めましょう。

市社協は、災害発生時などに被災した人たちへの支援活動を展開するため、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を整備します。併せて、災害発生時などを想定した災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施し、災害時などの対応能力の向上に努めます。

取り組みの主体	主な取り組み内容
地域住民 自治会 まちづくり協議会 福祉サービス事業所 飯塚市 市社協	避難訓練 防災マップの作成 非常持ち出し袋の常備 災害救援ボランティアセンターの設置・運営 災害ボランティア講座



基本目標 3 つながるしくみづくり

【現状と課題】



地域の困りごとを把握し解決するために、自治会長、隣組長、民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブ会員などが要援護者への声かけや見守り活動を行っていますが、個人情報保護の観点から情報を把握できないケース、必要な機関へつなげることが難しいケースなどがあり、要援護者を支えるための福祉に関わる個人・団体間の連携がととも取りづらくなっています。

また、市民への情報提供については、広報誌やパンフレットをはじめ近年のインターネットの普及により情報量は多くなったものの、情報を収集できない方に対する対応が十分とは言えず、相談体制においても、身近で気軽に相談できる体制とは言えない現状があります。

さらに、判断能力の低下した方の権利を守る観点から、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの各種制度の周知と、その利用拡大に対応するための体制づくりをどうするかという問題が挙げられます。

そこで、必要な方に必要なサービスや支援が確実につながるようにするためにも、情報提供体制や相談体制・権利擁護体制を行政を含めた関係団体間で情報を共有して、ネットワーク化を進める必要があります。

(1) 情報提供体制の充実

①情報提供方法の充実および②情報バリアフリーの推進

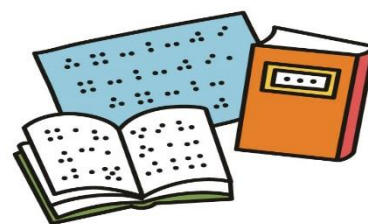
【取り組みの方向性】

情報を発信するにあたっては、対象者の受信能力や活用能力にも十分配慮する必要があります。広報誌やパンフレットなど、主に活字による発信となることから、視覚障がい者に対する情報提供を念頭に、点訳や音声訳も積極的に活用しましょう。

また、災害時における伝達方法についても、情報弱者に確実に届く方法を検討するとともに、サービス提供事業所などにあっては、積極的に情報を届けるために、対象者と会話をする時間を十分確保するように努めましょう。

更に、地域の会合や行事などに参加することは、身近な情報を取得するための方法として有効です。地域行事の開催にあっては、積極的な参加の呼びかけと誰でも参加することができる配慮、ならびに参加できなかった人への配慮も行いましょう。

社協は、点訳・音訳ボランティアと連携して、広報誌を活用した情報バリアフリーの推進に努めるとともに、福祉関係機関や団体、ボランティア情報などを積極的に掲載し、ホームページによる情報提供の充実を図ります。



取り組みの主体	主な取り組み内容
地域住民 地区(校区)社協 各種障がい者関係団体 福祉サービス提供事業所 民生委員児童委員協議会 福祉委員 まちづくり協議会 飯塚市 市社協	市報や社協だよりの音声訳 点字による定期刊行物 福岡県防災情報メール 防災行政無線 自治会放送



(2) 相談体制の充実

①相談体制の充実および②相談窓口間の連携

【取り組みの方向性】

戸別訪問による見守り活動の中に異常を発見した場合には、市や関係相談機関につないでいく体制を取る必要があります。

また、市民からの報告、連絡、相談に対し相談機関は、必要に応じて関係機関へつなぐなどの連携を図り、問題解決に導くための共通認識を担当者はもとより、事業所の責任者をはじめ、関係者が持つ必要があります。

市社協は、近年の複雑化・深刻化する相談内容に対応できるよう、支援組織や各種専門相談窓口との連携を強化し、早期解決につながるよう相互のネットワークづくりに努めます。

取り組みの主体	主な取り組み内容
自治会 福祉委員 民生委員児童委員協議会 各種相談機関・団体 飯塚市 市社協	分野を超えた相談員同士の連携 研修会の開催、受講

(3) 権利擁護体制の充実

①権利擁護体制の充実

【取り組みの方向性】

権利擁護を推進するうえでは、本人の理想とする生活を把握するためにも、早期の支援開始が必要です。

市社協は、認知症サポーター養成講座およびフォローアップ講座の受講生を増やし、認知症をはじめとして、権利擁護事業を必要とする人を見逃さない地域づくりを推進します。

また、権利擁護事業を正しく理解し、日常生活自立支援事業で行われる代行や成年後見人などが持つ代理権が適切かつ円滑に行使されるよう、制度に対する理解を高める必要があることから、研修などを通して制度に対する理解を高め、支援組織や各種専門相談窓口との連携を図り、相互のネットワーク体制を強化します。

取り組みの主体	主な取り組み内容
支援組織 各種専門相談窓口 飯塚市 市社協	認知症サポーター養成講座 成年後見市民講演会

②福祉サービスの質の向上

【取り組みの方向性】

社会福祉法に定められている苦情解決制度については、全事業所が遵守しなければならないものであり、苦情を市民の声として真摯に受け止め、事業所の責任者をはじめ、関係者の支援技術の向上を図りながら、最大限の対応に主眼を置いた運営をする必要があります。

市社協は、地域のニーズを市民の声として積み重ね、職員の支援技術の向上を図る為に研修を重ねながら、より良い事業を展開できるよう取り組みます。

取り組みの主体	主な取り組み内容
福祉サービス提供事業者 飯塚市 市社協	福祉サービス苦情解決制度 福岡県運営適正化委員会

(4) 地域のネットワーク強化

①要援護者を支えるネットワークづくりおよび②団体間のネットワークづくり



【取り組みの方向性】

地理的、人的交流を考慮して、小中学校区をもとに18ヶ所の地区(校区)社協と20ヶ所の地域福祉ネットワーク委員会が設置され、それぞれが福祉問題の解決や伝統文化の継承などの地域課題に取り組んでいることから、地域福祉活動にあたっては、地区(校区)社協・ネットワーク委員会を地域の中核団体として取り組む必要があります。

市社協は、これら地区(校区)社協・ネットワーク委員会を福祉問題解決のための中核団体として支援するとともに、地域で活動する様々な分野の関係機関、団体と協働関係を築き、要援護者を支えるネットワークづくりを推進します。

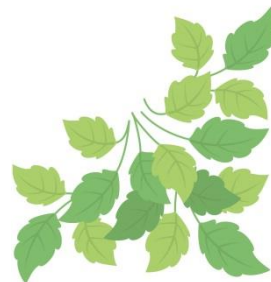
取り組みの主体	主な取り組み内容
地区(校区)社協 地域福祉ネットワーク委員会 各種連絡協議会 飯塚市 市社協	地域福祉の課題調査 様々な団体間の他職種連携 情報交換 視察研修や勉強会





第5章

地区(校区)社協と協働で進める 小地域福祉活動計画



第5章 地区(校区)社協と協働で進める小地域福祉活動計画

1. 小地域福祉活動計画の策定支援

小地域福祉活動とは、一般的に“住民の顔が見える”小中学校区を単位とした日常生活圏域を基盤に行われる住民のさまざまな福祉活動の総称です。「地域」にある福祉課題の解決に向けてみんなで取り組んでいこうという活動であり、市社協は次のような活動を推進しています。

- (ア) ご近所の見守り・声かけ活動の普及
- (イ) ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンの開催
- (ウ) 地域住民の交流促進
- (エ) 災害時の要援護者支援体制づくり
- (オ) 認知症高齢者を支える地域づくり

市社協では、これまで地区(校区)社協と協働して、「いきいきサロン」「福祉委員研修」「ねんりんバスハイク」「一人暮らし高齢者会食会」「ふれあい電話」「長寿弁当」「グラウンドゴルフ大会」「男性料理教室」などを通し、様々な地域福祉課題に取り組んできました。

しかし近年は、地域のつながりの希薄化、高齢化の進行などにより、地域の福祉課題は深刻化し、地域福祉活動の担い手が慢性的に不足するなどの課題が指摘されています。

地域福祉活動の主体は「地域住民」です。また、地域の課題を一番知っているのも「地域住民」です。

市が「地域福祉計画」を、市社協が「地域福祉活動計画」を策定するように、地区(校区)社協も「小地域福祉活動計画」を策定し、自分たちの地域の福祉課題を明確にして、それらを自分たち自身で解決していく中長期的な計画作りが望まれます。

本章では、その地区の実情・課題・特性に合わせた、様々な課題の解決に向けた取り組みを協議し、計画的に実行していくための【小地域福祉活動計画】策定の取り組みを示します。

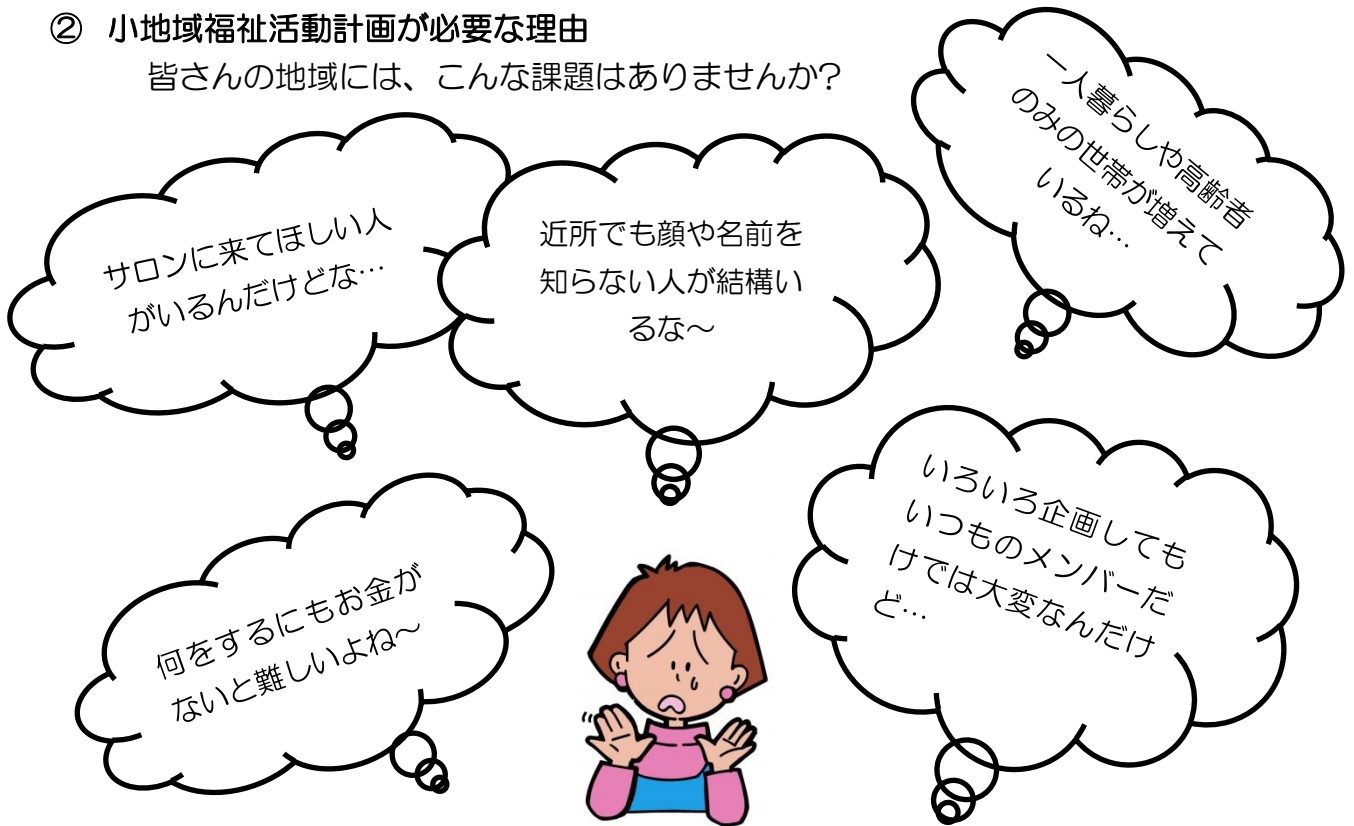


① 小地域福祉活動計画の意義とは？

小地域福祉活動計画とは
地区(校区)社会福祉協議会が中心となり、
住民や地域団体・関係機関などに呼びかけて策定する
地区(校区)の地域福祉活動における中長期的な計画です。

② 小地域福祉活動計画が必要な理由

皆さんの地域には、こんな課題はありませんか？



まずは、地域住民の話し合う場を作ってみませんか!!

上記のような、計画が必要な理由、計画づくりの意義などを、広く地域住民に伝え、話し合う場を作ってみませんか。

地区(校区)社協の総会などを活用して住民座談会や福祉講座を開くことで、地域の良いところや困っているところ、こんな地域になってもらいたいことなどの意見を出し合い、地域の課題をみんなで共有することができます。

※住民座談会や福祉講座などの開催方法や内容については、市社協にご相談ください。

③ 小地域福祉活動計画づくりの効果

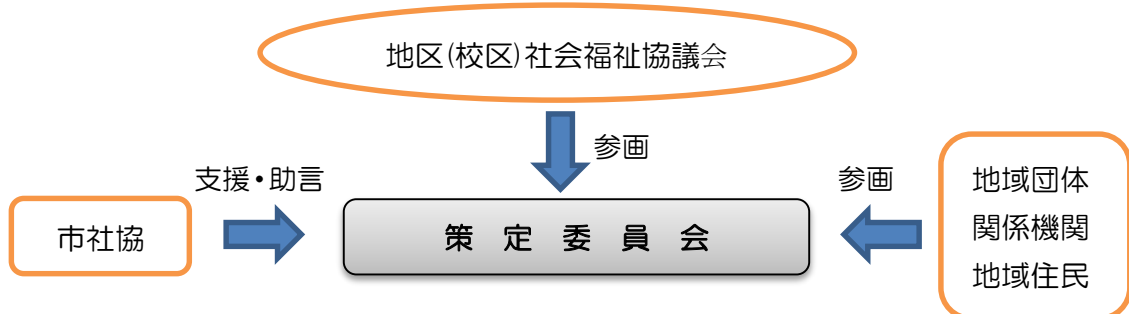
計画づくりには、以下のような効果が期待できます。

- ① 中長期的な見通しを持って、段階的・継続的に課題解決に取り組んでいくことができる。
- ② 活動の優先順位や重点がはっきりする。
- ③ 活動がうまく展開されてきたか振り返り、次の課題を明らかにすることができる。
- ④ 地域の課題や目標を関係者で共有し、同じ方向に向かって協働することができる。
- ⑤ 計画を公表することで、地域の福祉活動について広く住民の理解と協力が得られる。
- ⑥ 計画づくりの過程で、人材が育ち、地域の関係者間の連帯も強くなる。

④ 小地域福祉活動計画策定の手法（例）

〇〇地区福祉活動計画策定委員の選出

活動計画では、策定委員会が中心となって進めていくこととなりますので、多種多様な分野から委員を募集します。



策定委員会会議の流れ

第1回	<p>委員紹介／自己紹介</p> <p>説明 飯塚市地域福祉計画について 飯塚市地域福祉活動計画について 〇〇地区福祉活動計画策定の意義について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の役割について共通の認識に立つようにしましょう。 ・活動計画の必要性やねらいなどを共有しましょう。 ・今後のスケジュールを確認しましょう。
住民 座談会 ・ アンケート	<p>《私たちのまちの課題を見つける》</p> <p>テーマ例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の良いところ、自慢できることを見つけよう。 ・地域の困りごと、不便なことを考えよう。 ・現在行っている活動の見直しをしよう。 ・地域内の社会資源の確認をしよう。
第2回	<p>《課題をとりまとめて協議し、計画素案を作成する》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会やアンケートで集約された課題の解決に向けて「目標」「活動内容」について話し合い、計画素案を作成する。 ・地域データ（人口、世帯数、高齢化率、社会資源など）の収集
第3回	<p>《計画（構成）のまとめ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案をもとに話し合い、修正案を作成する。 ・計画の広報や進行管理などについて協議する。
第4回	<p>地区(校区)社会福祉協議会において協議・承認。</p>



⑤ 小地域福祉活動計画書の作成

計画書に盛り込む内容・構成をモデル様式として以下に示しています。モデル様式はあくまで例示ですので、地域の実情に沿って編集を進めていきましょう。

《計画書に盛り込む内容の例》

章	項目	内容
第1章	はじめに	・計画の目的・意義
第2章	地区(校区)の 現状と課題	・計画づくりが必要となる背景 ・地域の現状 ・地域の社会資源 ・掘り起して整理した地域の課題
第3章	計画体系	・基本計画 ○将来像やスローガン ○基本目標 ・実施計画 ○実施項目 ○段階的な取り組み・年次計画
第4章	計画の推進	・計画の承認と周知 ・計画を推進していくための体制 ・進行管理（点検・評価）の方法
その他		・策定経過 ・策定委員会名簿

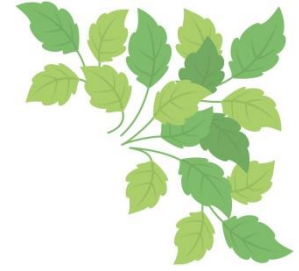
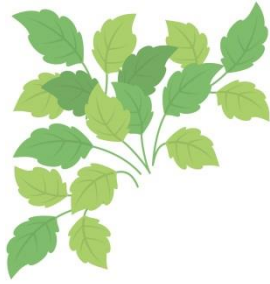
⑥ 小地域福祉活動計画の推進

小地域福祉活動計画は、皆さんの自主性に支えられた計画であり、計画の実施について強制力があるわけではありません。地域の多様な活動主体の連携・協働が維持されなければ実行できないものです。この計画は、作ることが目的ではなく、計画を作ることによって日頃の活動推進のきっかけとすることが大切です。そうすることにより地区(校区)社協の活動を充実させることができます。

したがって、計画策定後も各実施項目の進捗状況を把握し、うまく進行していない場合はその原因を明らかにし、問題への対策を立て、その対策を実施することが必要になってきます。

市社協は、コミュニティワーカーを各地区(校区)社協に配置しており、それぞれの地域の問題点を共有しながら、地区(校区)社協が主体的に解決に向けて取り組めるよう、小地域福祉活動の推進に努めています。





第6章

地域福祉活動計画の推進



第6章 地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動計画に基づいて、実際に福祉活動を推進する主役は、地域福祉に関わる住民の皆さんです。

本計画では、様々な立場の住民が計画に参画し、地域の特性を踏まえつつ課題の解決に取り組むことを想定しています。

このため、市社協では、本計画の住民への周知に努めるとともに、関係機関と連携して適切な進行管理を図ります。

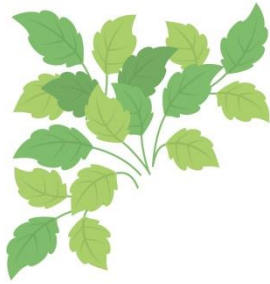
1. 計画の進行管理

- ① この計画の進行管理については、地域福祉活動推進委員会を毎年開催し、計画の実行、進捗状況の把握、計画の評価と見直しなどについて意見交換し、必要な提案や年度ごとの事業報告や事業計画を理事会へ報告します。

2. 計画の周知・広報

- ① 「地域福祉活動計画」を効果的に推進するために、住民への計画の周知に努めます。
- ② 本計画を市社協広報誌やホームページに掲載します。
- ③ 地域の住民組織（地区、校区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会など）へ計画を送付し、定例会などで説明をします。
- ④ 概要版を作成し、全戸配布します。



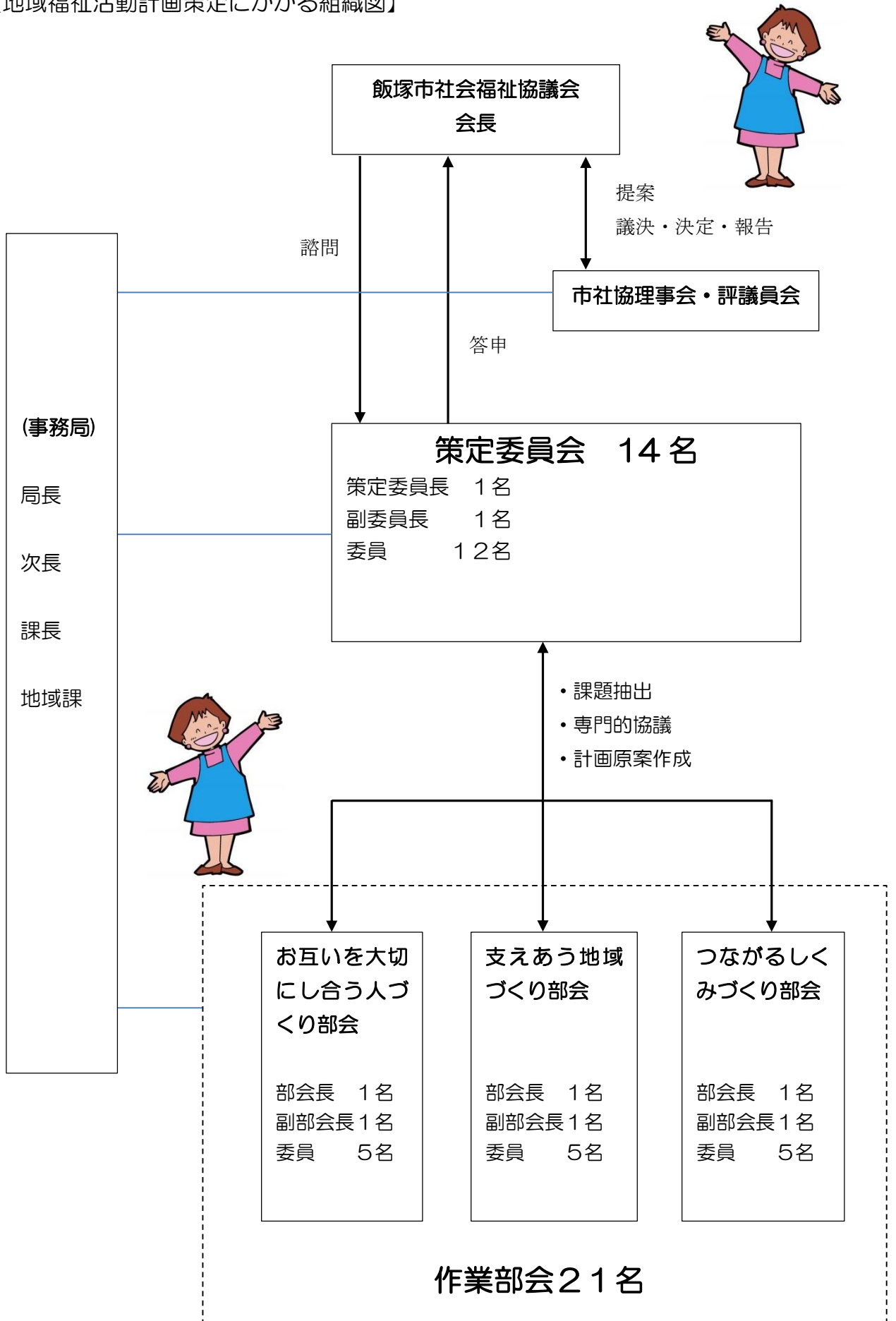


資料編

1. 地域福祉活動計画策定にかかる組織図及び構成メンバー
2. 策定委員会設置要綱
3. 作業部会設置要綱
4. 地域福祉活動計画策定経過
5. 市社協が実施または推進している事業



【地域福祉活動計画策定にかかる組織図】



【策定委員会および各作業部会の構成メンバー】

(平成 26 年 10 月 30 日現在)

策定委員会		氏名	所属
	1	山本 真理子	市社協地域福祉活動推進委員会 委員長
	2	衛藤 勇	鎮西地区福祉ネットワーク委員会 事務局長
	3	藤原 克美	飯塚市手をつなぐ親の会 副代表
	4	今中 兵一	菟田地区社会福祉協議会 会長
	5	池本 武富士	平恒校区社会福祉協議会 事務局長
	6	山梨 宗治	ピア・ライフ・ネット 代表
	7	野見山 三千人	飯塚市民生委員児童委員協議会 会長
	8	白木 英生	飯塚市ボランティア連絡協議会 事務局長
	9	田中 智	市社協法人運営委員会 委員長
	10	淵上 忠彦	市社協在宅福祉推進委員会 副委員長
	11	手塚 清一	市社協収益事業経営委員会 委員長
	12	守光 博正	飯塚市議会 厚生副委員長
	13	金子 慎輔	飯塚市役所 福祉部部長
	14	西原 真理子	一般公募

お互いを 大切にしよう 人づくり作業部会		氏名	所属
	1	白木 英生	飯塚市ボランティア連絡協議会 事務局長
	2	池本 武富士	平恒校区社会福祉協議会 事務局長
	3	長谷部 純子	いいつか男女共同参画推進ネットワーク 代表
	4	田代 敏昭	庄内地区民生委員児童委員協議会 会長
	5	貝嶋 榮一	飯塚市身体障害者福祉協会 理事
	6	森部 良	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 課長
	7	西原 真理子	一般公募

支えあう 地域づくり 作業部会		氏名	所属
	1	野見山 三千人	飯塚市民生委員児童委員協議会 会長
	2	衛藤 勇	鎮西地区福祉ネットワーク委員会 事務局長
	3	松岡 清	穂波地区自治会 忠隈浦田自治会長
	4	原 英之	上穂波校区社会福祉協議会 会長
	5	守田 清彦	飯塚市老人クラブ連合会 会長
	6	濱 真理子	在宅介護支援センターコスモス苑 相談員
	7	磯谷 裕美	飯塚東地区福祉委員会 会長

つながる しくみづくり 作業部会		氏名	所属
	1	今中 兵一	菟田地区社会福祉協議会 会長
	2	藤原 克美	飯塚市手をつなぐ親の会 副代表
	3	山梨 宗治	ピア・ライフ・ネット 代表
	4	多田 憲昭	内野校区自治会 会長
	5	簾 信愛	穂波地区民生委員児童委員協議会 会長
	6	藤嶋 勇治	障がい者生活支援センターBASARA 相談員
	7	安岡 こづえ	地域包括支援センター 職員

飯塚市地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、第1次地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を審議策定することを目的として、第1次飯塚市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

（構成）

第2条 策定委員会の定数は14名をもって構成し、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。なお、構成メンバーは、福祉団体・住民代表・地区社協・行政等幅広い層から選出するものとする。

- （1）地域福祉活動推進委員会 8名
- （2）法人運営委員会 1名
- （3）在宅福祉事業推進委員会 1名
- （4）収益事業経営委員会 1名
- （5）行政代表 1名
- （6）議会代表 1名
- （7）一般公募 1名

2 策定委員会は、より専門的協議を行うために作業部会を設置する。

（会務）

第3条 策定委員会は、作業部会から提出された計画原案に対して審議し、その結果をとりまとめて会長へ答申する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときに終わる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第5条 策定委員会には、委員の互選により委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は策定委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

3 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

4 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

5 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

（意見等の聴取）

第6条 策定委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、本会内に置く。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

飯塚市地域福祉活動計画 作業部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 飯塚市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）設置要綱第2条2項に基づき、専門的協議を行うために作業部会を設置する。

(構成)

第2条 作業部会の構成は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱した委員21名をもって組織し、部会構成は次のとおりとする。なお、構成メンバーは、福祉団体・住民代表・地区社協・行政等幅広い層から選出するものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) お互いを大切にしようひとづくり部会 | 7名 |
| (2) 支えあう地域づくり部会 | 7名 |
| (3) つながるしくみづくり部会 | 7名 |

(会務)

第3条 作業部会は、次の事項について協議し、その結果をとりまとめて策定委員会へ報告するものとする。

- (1) 地域における福祉課題の抽出及び具体的活動の原案作成。
- (2) その他、委員会等から付託された計画策定に必要な事項。

(会員の任期)

第4条 作業部会の会員の任期は、計画の策定が終了したときに終わる。

- 2 補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 各作業部会には、会員の互選により部会長1名、副部会長1名を置く。

- 2 会議は部会長が招集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第6条 作業部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 作業部会の事務局は、本会内に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

地域福祉活動計画策定経過

H26 9/2	地域福祉活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 委員委嘱 • 副委員長の選出 • 地域福祉活動計画策定に係る策定委員会設置について
9/26	20地区社協会長・事務局長会議	<ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉活動計画策定に係る説明

月	策定委員会	作業部会	内容
10/30	第1回策定委員会・第1回作業部会 合同会議		<ul style="list-style-type: none"> • 策定委員、作業部会員の委嘱 • 策定委員会委員長、副委員長の選出 • 作業部会（3部会）の部会長、副部会長の選出 • 活動計画策定にかかる共通理解
11/14 11/17 11/18		第2回作業部会 (地域づくり部会) (ひとづくり部会) (つながるしくみ部会)	3部会に分かれての協議
12/16 12/18 12/19		第3回作業部会 (ひとづくり部会) (つながるしくみ部会) (地域づくり部会)	3部会に分かれての協議
H27年 1/15 1/16 1/26		第4回作業部会 (つながるしくみ部会) (地域づくり部会) (ひとづくり部会)	3部会に分かれての協議
2/19		第1回部会長会	3部会の集約
4/17	第2回策定委員会		中間報告
5/15 5/20 5/22		第5回作業部会 (地域づくり部会) (つながるしくみ部会) (ひとづくり部会)	3部会に分かれての協議
8/27	第3回策定委員会・第6回作業部会 合同会議		最終報告・確認
9月	理事会・評議員会		報告・議決
10月	地区(校区)社協会長・事務局長会議（報告）		報告及び小地域福祉活動計画策定の依頼
11月	全戸配布（概要版）		広報

あ

◇赤い羽根共同募金

1947年、「国民たすけあい運動」としてスタート。集められた寄付金は各都道府県にある共同募金会が審査し、高齢者や障がい者、子育て支援を行う団体に配分している。

◇飯塚市社協だより

飯塚市社協の事業内容や福祉講座、ボランティア活動の紹介、その他福祉サービスの情報提供などを目的とした広報誌。

◇移送サービス

日常生活において、移動手段の確保が困難な障がい者の外出を支援するために、特殊車両を使って送迎するサービス。



か

◇介護講座

男性介護者を中心に、介護技術の習得を目的とした講座。

◇子育てサロン事業

子育て中の親子を中心に、気軽に、無理なく、楽しく、自由に集い、子育ての相談や情報交換、趣味活動などを通して、子育てを楽しみ、仲間づくりを行う、ふれあいの場。

さ

◇在宅介護支援センター

在宅の要介護者もしくは要介護となるおそれのある高齢者またはその家族などに対し、在宅介護に関する総合的な相談を受けられるよう、24時間体制で関係行政機関、サービス実施機関との連絡調整を行う。

◇在宅介護者リフレッシュ事業

在宅で介護に携わる方々が、体験を語り合ったり、日頃の介護疲れをリフレッシュすることを目的とする日帰りバスハイク。

◇災害ボランティアセンター

飯塚市内で災害が発生した場合、飯塚市災害対策本部と連携して被災者支援を行う。

◇心配ごと相談事業

市社協の本所支所において毎月一回相談所を開設し、広く住民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言・援助を行う。

◇小地域福祉活動

一般的に“住民の顔が見える”小中学校区を圏域として行われるサロン活動や見守り活動、交流活動など、地域にある福祉課題の解決に向けてみんなで取り組んでいこうという住民のさまざまな福祉活動の総称。

◇生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に資金を貸し付ける事業。

◇成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。後見人などが本人に代わって財産を管理したり、契約の締結などを行うことによって、本人の権利を守る制度。

た

◇地域ふれあい給食サービス事業

一人暮らし高齢者の孤立と孤独感の解消、見守り、安否確認を目的とした、ふれあい型給食サービス。



◇地区(校区)社会福祉協議会

地域福祉の推進のために、小中学校を単位として組織されている自主組織のこと。市内18ヶ所に設置されている。民生委員児童委員協議会や自治会など、地域のさまざまな住民組織で構成され、多様な住民参加型の助け合い活動を展開している。

◇地域福祉ネットワーク委員会

自治会長、民生委員、福祉委員などが委員会を組織し、地区(校区)社会福祉協議会などと

連携を図りながら、高齢者の見守り、生きがいづくりや社会参加、健康づくりなどの活動に取り組んでいる。地域住民が自主的に高齢者を支えていく活動を行っており、市内20地区に設置されている。

◇テレホンサービス事業

週替わりでいろいろな情報を音訳テープに録音し、フリーダイヤルで提供するサービス。
0120-294-874（ふくしばなし）

◇特技ボランティア

いきいきサロンを中心に活動する、楽器の演奏や寸劇などさまざまな特技をもった登録ボランティア。

な

◇日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人で、契約内容を理解し意思確認できる人に、福祉サービスの利用に関する情報提供・助言・手続きの援助、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用料や公共料金の支払いなどの援助を行い、地域において自立した生活を支援する事業。

◇認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域や職域で認知症の方やその家族を支援する方を養成する事業。同講座の受講者には認知症サポーターの証としてオレンジ色のリストバンドが渡される。

◇ねんりんバスハイク事業

高齢者の心身のリフレッシュや仲間作りを目的とした行楽施設などへの日帰りバスハイク。

は

◇一人暮らし会食会事業

一人暮らし高齢者の地域交流や社会参加、仲間作りを目的とし、近隣の地区公民館などで行われる会食会。



◇福祉機器貸出し事業

車いすや松葉杖などの福祉機器を、市内在住の在宅生活の方を対象に、原則 1 ヶ月間を期限として貸し出す事業。

◇福祉人材バンク

福祉の職場に就労を希望される方（求職者）と人材を求める福祉事業所（求人者）との架け橋となる無料職業紹介・あっ旋を行う機関。

◇福祉体験推進校

小学生を対象として、福祉に対する理解と関心を高め、地域社会との連携意識を育てることを目的とした福祉体験推進校を指定し、学校が福祉活動に取り組みきっかけづくりを行う。

◇福祉委員制度

一人暮らし高齢者などの見守りを主な役割とする福祉委員が、自治会長、民生委員・児童委員、社協、と連携して福祉課題の解決を図るなど、身近な福祉活動を通して福祉のまちづくりを推進する制度。

◇ふれあいバスハイク事業

障がい児者とその家族、ボランティアの方々を対象に、お互いの交流や学びを深めることを目的とした日帰りバスハイク。

◇ふれあい・ほっとライン事業

飯塚市が作成した災害時要援護者台帳の掲載者の方などを対象に、ふれあいほっとライン（緊急連絡先等掲載シート）を作成し、有事の際の緊急連絡用として対象世帯に配布する事業。

◇ふれあい・いきいきサロン

閉じこもり防止・介護予防を目的として、自治会・民生委員・児童委員・福祉委員の協力により、高齢者、障がい者などを対象とした地域ふれあい型活動。

◇ボランティアセンター

ボランティア活動の窓口。ボランティア活動についての相談・需給の調整や、入門講座などを開催してボランティアの育成を図ったり、ボランティア活動保険の加入や活動機材の貸出し、広報活動などを行う。

◇ボランティア養成講座

すでにボランティアとして活躍されている方などの協力を得て、これからボランティア活動を始めたいと思っている方を対象に各種入門講座・養成講座を開催し、活動のきっかけづくりを行う。



ま

◇みんなの健康・福祉のつどい

障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民の交流の場、広報啓発や健康づくりに関する情報提供の場として、毎年10月に開催されるイベント。

ら

◇レスパイト事業（日曜ひろば）

飯塚市在住で障がいのある小学生から高校生（18歳まで）を対象に、毎月第2日曜を中心に障がい児を預かり、家族の介護負担の軽減を図る事業。

わ

◇ワークキャンプ事業

主に青少年を対象とし、福祉施設での体験活動や、障がい児者との交流、疑似体験などを通して行うボランティア育成活動。



第1期飯塚市地域福祉活動計画

発行 平成27年9月

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会

〒820-0011

福岡県飯塚市柏の森 956-4

電話 0948-23-2210

FAX 0948-23-2262



～ 社会福祉協議会のシンボルマーク ～

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って、
明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

(昭和 4 7 年 6 月 全国社会福祉協議会 制定)